

◆ 住宅性能評価業務料金

(1) 一戸建て住宅（新築）

(税込)単位：円

申請種別	基本料金	
	必須分野のみ	選択分野を含める場合
設計住宅性能評価	46,200	69,300
建設住宅性能評価	107,800	151,800

申請種別	変更内容	料金
変更設計住宅性能評価	構造に関わる項目	13,750
	構造以外の1項目ごと	8,800
	誤記補正	5,500
設計変更報告	構造に関わる項目	11,000
	構造以外の1項目ごと	5,500

(2) 共同住宅（新築）

(税込)単位：円

評価申請戸数	設計住宅性能評価 (基本料金+評価対象戸料金)		建設住宅性能評価 (基本料金+評価対象戸料金)	
	必須分野のみの場合	選択分野を含む場合	必須分野のみの場合	選択分野を含む場合
9戸以下	99,000+11,000×戸数	99,000+12,100×戸数	176,000+11,000×戸数	176,000+13,200×戸数
10戸以上 19戸以下	140,800+11,000×戸数	140,800+12,100×戸数	198,000+11,000×戸数	198,000+13,200×戸数
20戸以上 29戸以下	151,800+11,000×戸数	151,800+12,100×戸数	253,000+11,000×戸数	253,000+13,200×戸数
30戸以上 39戸以下	184,800+11,000×戸数	184,800+12,100×戸数	330,000+11,000×戸数	330,000+13,200×戸数
40戸以上 49戸以上	203,500+11,000×戸数	203,500+12,100×戸数	451,000+11,000×戸数	451,000+13,200×戸数
50戸以上	別途見積り			

申請種別	変更内容	料金
変更設計住宅性能評価	構造に関わる項目	基本料金の30%
	構造以外の1項目ごと	5,500×戸数
	誤記補正	5,500×戸数
設計変更報告	構造に関わる項目	基本料金の10%
変更内容が軽微の場合	構造以外の1項目ごと	5,500×戸数

◆ 選択分野は、必須分野（構造の安定、劣化の軽減、維持管理・更新の配慮および温熱環境・エネルギー消費量）以外の分野です。

◆ 上記料金表にない場合は別途見積りとなります。

◆ 当機関で設計性能評価書を交付していない建設住宅性能評価料金は、設計性能評価料金を加算します。

◆ 審査・検査が困難と判断されるもの、限界耐力計算法および時刻歴応答解析による場合は、それぞれ別途見積りとなります。

◆ 評価等業務規程第31条による評価申請件数等に応じた減額がございます。

(3) 加算料金

(税込)単位：円

内容	設計住宅性能評価	建設住宅性能評価	長期使用構造等 確認
(1) 申請者の依頼その他の事由で、評価等業務規程第3条に定める休日および業務時間以外に評価を行うとき	20%	20%	20%
(2) 当機関の責に帰すことのできない事由により業務期日が延期した場合	20%	20%	20%
(3) 評価等業務規程第13条1項に定める計画の変更等（第13条2項の場合を除く）により、審査・検査の追加、やり直しが生ずる場合	50%	50%	50%
(4) 地方公共団体等が行う制度の要件として住宅性能評価の申請を行う場合を除き、年間の評価等の申請件数が一戸建て住宅10棟以上又は共同住宅等10棟以上の申請が見込めない場合（地方公共団体等が行う制度の要件として住宅性能評価の申請を行う場合を除く）で評価業務の効率的な実施が難しい場合	50%	50%	50%
(5) その他当機関が必要であると判断した場合	50%	50%	50%

◆以下のいずれかの住宅については評価等業務規程第32条（5）を適用できるものとします。

- ①当社への建築確認の併願申請がない場合。
- ②建築確認における審査の特例がある場合。
- ③外皮計算又は構造部材の断面検討を、一貫計算プログラムを使用せず表計算等手計算により行っている住宅。
- ④木造以外の住宅（構造項目について住宅型式性能認定を受けた住宅を除く）。
- ⑤階数4以上の住宅、1住戸の床面積が200㎡超えの住宅、又は併用住宅。
- ⑥EXPJ等による構造審査が必要な構造別棟が2棟以上ある場合及び平面不整形、立体不整形により構造計算をゾーン分けの場合はその算定ごと。
- ⑦紙面にて申請を行う場合。

◆住宅性能評価・表示協会以外の表計算、一貫計算プログラムでない表計算・手計算による外皮計算、または国交省推奨WEBプログラムでない一次エネルギー計算など審査が困難と当機関は判断した場合は別途見積りとします。

◆平均熱貫流率・日射熱取得率を詳細計算法による場合及び日射熱取得係数を詳細計算法による場合は別途見積りとします。

◆検査回数が4回を超える場合は1検査ごとに基本料金の20%を加算します。（再検査による場合を含む。）

◆検査当日の申請者様都合のキャンセルは建設評価料金の20%とします。

◆田原市、新城市、離島を除く都市計画区域外は、22,000円（税込）の加算とし、離島は55,000円（税込）の加算とします。

◆再検査は22,000円（税込）又は基本料金の20%のうち高い料金とします。

◆評価書の再交付は1通につき5,500円（税込）とします。